

雫石町農業委員会告示第8号

下記農地は農地法第33条第1項に該当する農地であるので、同条第2項の規定に基づき公示する。

令和8年6月11日

雫石町農業委員会会長 藤村 正彦



1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )	農地に関する権利の種類	農地所有者等の情報
雫石町西根上駒木野 15 番 1	田	5,460	所有権	登記名義人 佐藤 勇 令和7年8月10日 死亡  最終住所地 岩手県岩手郡 雫石町西根上駒木野 63番地
雫石町西根上駒木野 15 番 3	田	4,032		
雫石町西根上駒木野 15 番 5	田	8,716		
雫石町西根上駒木野 18 番 1	田	1,181		
雫石町西根上駒木野 62 番 2	田	3,772		
雫石町西根上駒木野 62 番 4	田	1,863		
雫石町西根東駒木野 35 番 2	田	5,708		

農地法第33条第1項

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と見込まれる農地

2 この公示は、農地法第33条第1項に基づく利用意向調査を受けるべき農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである。

3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して2箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

(2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この公示があった日から起算して2箇月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条第1項に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。